

令和3年度 (2021年度) 市民税・府民税の納税通知書について

平素は本市税務行政にご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、別紙のとおり令和3年度市民税・府民税納税通知書をお送りします。
内容などをご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

今年度の主な変更点

- 給与所得控除の改正
 - 給与所得控除を一律10万円引き下げ
 - 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を1,000万円から850万円に引き下げ
 - 給与所得控除上限額を220万円から195万円に引き下げ
- 公的年金等控除の改正
 - 公的年金等控除を一律10万円引き下げ
 - 公的年金等の収入金額が1,000万円以上の場合は控除上限額を195万5,000円に設定
 - 公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は控除額を引き下げ
- 所得金額調整控除の創設
- 基礎控除の改正
 - 基礎控除を10万円引き上げ
 - 合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で遞減し、2,500万円超の場合は適用外とする
- ひとり親控除の創設及び寡婦控除の見直し
 - 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用
 - 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）を設定

○公的年金からの特別徴収(引き落とし)制度について

地方税法第321条の7の2の規定により、(1)～(3)の条件に該当する人は公的年金からの特別徴収が義務付けられています。

- 令和3年4月1日現在65歳以上で、老齢基礎年金を受給している人
- 老齢基礎年金等が年間18万円以上で、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた額が、市・府民税の額より大きい人
- 介護保険料の特別徴収対象である人

○今年度から特別徴収が開始される人（前年度特別徴収が停止になった人を含む）

第1期（6月）と第2期（8月）は、納付書等で納めていただきます。

【例】公的年金等に係る年税額が60,000円の場合

徴収方法	普通徴収（納付書等で納付）		特別徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	6月	8月	10月	12月	2月
	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
税額	年税額の半分30,000円を2回に分けて納付書等で納付		年税額の半分30,000円を3回に分けて年金から引き落とし		

○前年度から特別徴収（引き落とし）が継続される人

【例】前年度の年税額（年金所得分）が60,000円であったが、今年度90,000円になった場合

徴収方法	仮徴収（公的年金から引き落とし）			本徴収（公的年金から引き落とし）		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
税額	前年度の年税額の2分の1に相当する30,000円を3回に分けて引き落とし			年税額から仮徴収額30,000円を差し引いた60,000円を3回に分けて引き落とし		

○課税される所得金額及び税額の計算

（所得金額－所得控除額）×税率－調整控除額－税額控除額＝所得割額（百円未満切捨）
所得割額十均等割額（5,300円）＝市民税・府民税額

○市・府民税が課税される人

- 令和3年1月1日現在、池田市内に住所がある人
- 令和3年1月1日現在、池田市内に事務所・事業所・家屋敷がある人（均等割のみ課税）

○市・府民税が課税されない人

- 所得割も均等割も課税されない人
- 令和3年1月1日時点で、生活保護法による生活扶助を受けている人
 - 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
 - 前年の合計所得金額が以下の計算で求めた額以下の人
$$35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 10\text{万円} + 21\text{万円}$$
※ただし、扶養がない場合は21万円を加算しない
- 所得割が課税されない人
- 前年の総所得金額等が以下の計算で求めた額以下の人
$$35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$$
※ただし、扶養がない場合は32万円を加算しない

○所得の種類

総 合 課 税	①給与所得	サラリーマンの給与など	⑤不動産所得	地代・家賃・権利金など
	②営業等所得	営業等・農業をしている場合に生じる所得	⑥利子所得	預貯金や公社債などの利子
公的年金等 業務 その他	③農業所得	公的年金など	⑦配当所得	株式の配当など
	④雑所得	原稿料・講演料など	⑧総合譲渡所得	土地・家屋・株式以外の資産を売った場合に生じる所得
	業務	生命保険の年金など	⑨一時所得	生命保険の満期返戻金など
分離課税 譲渡所得	⑩分離短期・長期譲渡所得	土地・家屋などの資産を売った場合に生じる所得	⑪上場株式等の配当所得等	上場株式等の配当など
	⑪株式等の譲渡所得	株式等を売った場合に生じる所得	⑫先物取引所得	商品先物・有価証券先物取引など
			⑬山林所得	山林の伐採・譲渡による所得

給与所得計算表

給与収入	給与所得
0円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4 ×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×90%-1,100,000円
8,500,000円～	給与収入-1,950,000円

公的年金等所得計算表

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額(A)
65歳未満 〔S31.1.2 以降生まれ〕	130万円未満	収入-600,000円
	130万円以上410万円未満	収入×75%-275,000円
	410万円以上770万円未満	収入×85%-685,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入×95%-1,455,000円
	1,000万円以上	収入-1,955,000円
65歳以上 〔S31.1.1 以前生まれ〕	330万円未満	収入-1,100,000円
	330万円以上410万円未満	収入×75%-275,000円
	410万円以上770万円未満	収入×85%-685,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入×95%-1,455,000円
	1,000万円以上	収入-1,955,000円

※公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は(A)-10万円、2,000万円超の場合は(A)-20万円を公的年金に係る雑所得金額とする

○所得金額調整控除

- (1) 給与等の収入が850万円を超える以下ア～ウのいずれかに該当する場合、所得金額調整控除を給与所得から控除します。
- ア. 特別障害者　イ. 23歳未満の扶養親族を有する　ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
所得金額調整控除=〔給与等の収入額（1,000万円超の場合は1,000万円）-850万円〕×10%
- (2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円超の場合、所得金額調整控除を給与所得から控除します。
所得金額調整控除=〔給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）+公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）〕-10万円
※(1)の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します

◎所得控除額

社会保険料	支払保険料の全額		地震保険料	支払金額	控除額	
小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額			50,000円以下	支払金額×1/2	
旧契約 平成23年12月31日以前の契約	一般・個人年金それぞれで計算			50,000円超	25,000円	
	年間の支払保険料等	控除額		5,000円以下	支払額の全額	
	15,000円以下	支払額の全額		5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2+2,500円	
	15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+ 7,500円		15,000円超	10,000円	
	40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円	※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、合計した上限額は25,000円			
	70,000円超	35,000円	※同一の契約に地震・旧長期損害がある場合、いずれかのみ該当するものとして計算			
	一般・個人年金・介護医療それぞれで計算	ひとり親	300,000円	寡婦は260,000円		
新契約 平成24年1月1日以降の契約	年間の支払保険料等	控除額	勤労学生	260,000円		
	12,000円以下	支払額の全額	障害者	260,000円	特別障害者は300,000円 同居特別障害者は530,000円	
	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+ 6,000円	扶養	一般 特定扶養 老人扶養 同居老親等	330,000円 450,000円 380,000円 450,000円	
	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4+14,000円	医療費	差引負担額 - 以下の(A)と(B)のいずれか小さい額 (上限200万円) (A) 総所得金額等の合計額×5% (B) 10万円		
	56,000円超	28,000円		セルフメディケーション税制による医療費控除		
◎ 一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ上記により計算した控除額の合計額 (上限額70,000円)						
◎ 一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方において控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記により計算した控除額の合計額 (上限額28,000円)						
※ ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用						
基礎	合計所得金額	控除額		特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円 (上限88,000円)		
	2,400万円以下	430,000円		以下の(A)と(B)のいずれか大きい額		
	2,400万円超 2,450万円以下	290,000円		(A) 差引損失額 - (総所得金額等の合計額×10%)		
	2,450万円超 2,500万円以下	150,000円	雑損	(B) 差引損失額のうち災害関連支出金額 - 50,000円		

配偶者控除・配偶者特別控除		本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	一般配偶者	33万円	22万円	11万円	適用不可 ※
	老人配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	適用不可
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円		
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円		
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円		
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円		
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円		
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円		
	133万円超		適用不可		
※配偶者控除は適用されないが「同一生計配偶者」として扶養の人数に含む					

◎調整控除額

所得税と市・府民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、市・府民税所得割額から以下の額が控除されます。

- (1)課税される所得金額が 200万円以下の場合 → ① 人的控除差の合計額 [いすれか小さい金額×5% (市3%・府2%)
② 課税所得金額]
- (2)課税される所得金額が 200万円超の場合 → { 人的控除差の合計額 - (課税所得金額-200万円) } ×5% (市3%・府2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします

※合計所得金額が2,500万円超の場合は、調整控除の適用はありません ※分離課税の所得割額には調整控除の適用はありません

<人的控除差の一覧>

種類	差	種類	差
障害者控除	普通 1万円	勤労学生控除	1万円
特別	10万円	扶養	一般 5万円
同居特別障害	22万円	特 定	18万円
寡婦控除	1万円	老 人	10万円
ひとり親控除	父 1万円	同居老親等	13万円
母	5万円	基礎控除	5万円

種類	差		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	5万円	4万円	2万円
	10万円	6万円	3万円
	13万円	4万円	2万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円以下	5万円	2万円
	50万円超 55万円以下	3万円	1万円

◎所得割税率

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
課税短期譲渡所得	一般分 (一般的譲渡)	5.4%	3.6%	一般分 (一般的譲渡)	
	軽減分 (国等に対する譲渡)	3.0%	2.0%		
株式等の譲渡所得	一般分	3.0%	2.0%	特定分 (優良住宅地の譲渡)	
	上場分	3.0%	2.0%	2,000万円以下 2,000万円を超える部分	
上場株式等の配当所得等	軽課分 (居住用財産の譲渡)	6,000万円以下 6,000万円を超える部分	2.4% 1.6%		
	先物取引所得	3.0%	2.0%	所得割の税率 (総所得・山林)	
				3.0%	2.0%
				6.0%	4.0%

◎配当控除額

各種配当所得から一定の割合を乗じた金額が所得割から差し引かれます。ただし、上場株式等の配当所得等で申告分離課税を選択した場合や、市・府民税申告書で申告不要制度を選択した場合は配当控除の適用はありません。

課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

前年分の所得税において平成21年から令和3年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、以下の①と②のいすれか小さい額を所得割額から控除します。

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の5% (上限額97,500円)

※居住開始年月日が平成26年4月以降で消費税率8%又は10%で住宅を購入した場合、所得税の課税総所得金額等の7% (上限額136,500円)

◎寄附金税額控除

前年中に以下①～③の寄附金を支出し、合計額 (寄附金合計額が総所得金額等の合計額の30%超の場合は当該30%に相当する額) が2,000円超の場合には、その超える額を一定上限額まで所得割額から控除します。

- ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 (ふるさと納税)
 - ②住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 - ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は本市の条例で定めるもの
- | | |
|---------|---|
| (a)基礎控除 | (寄附金合計額-2,000円) × 10% (市6%・府4%)
※総所得金額等の30%が上限 |
| (b)特例控除 | (寄附金-2,000円) × (90%- (右欄の割合) × 1.021)
※市・府民税所得割の20%が上限 |

※上記の(a)が税額控除額となります。ただし、ふるさと納税がある場合は、(a)と(b)の合計額が税額控除額となります。

◎配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

配当割額、株式等譲渡所得割額を源泉徴収されている旨の申告がある場合は、その配当割額等を税額控除後の市・府民税から控除します。ただし、上場株式等の配当及び上場株式等譲渡所得を申告した場合は、扶養控除等を判定